

生活困窮者自立相談支援事業からつなげる「子どもの貧困対策」

宮 本 恭 子*

Support System for the Self-reliance of the Needy and Measures against Child Poverty

Kyoko MIYAMOTO

キーワード：生活困窮者自立相談支援事業、子どもの貧困、保護者に対する支援、島根県

要 旨

子どもの貧困が大きな社会問題として持ち上がってきている。本研究の目的は、生活困窮者自立支援制度の自立支援機関における相談票のデータを用いて、『子どもがいる生活困窮世帯』が抱える困りごとや子育ての悩み等を把握し、効果的な政策を検討することにある。『子どもがいる生活困窮世帯』は、一定の所得を下回る低所得の母親のひとり親家庭が多い可能性が高く、経済的困窮は世帯にとって大きな悩みとなっているだけでなく、子育ての悩みも伴っていることが改めて確認された。こうした家庭状況は、子どもの情緒や成長にも少なからず影響を及ぼしている可能性が考えられる。

はじめに

子どもの貧困が大きな社会問題として持ち上がってきている。子どもの貧困率は13.9%（2015年）と、1985年の10.9%から上昇傾向にあり、今日では実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされている¹⁾。もちろん所得だけで実際の状況を測ることはできないが、ひとつの目安として見た場合、日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困に当てはまる。子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合を指す。国民を可処分所得の順に並べ、その真ん中の人

の半分以下しか所得がない状態を相対的貧困と呼ぶ。厚生労働省が平成25年6月に実施した「国民生活基礎調査」によると²⁾、平均的な所得の半分は平成24年時点で122万円であり、月10万円程度の所得しかないことになる。こうした世帯で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せない傾向があることが明らかになりつつある。子どもの貧困問題への対応は喫緊の課題となっている。

また、経済的困窮は保護者にとって大きな悩みや不安となり、それが子どもの情緒に影響

* 島根大学法文学部法経学科

響を及ぼすことも考えられる。保護者自信、家計のやりくりが未熟であったり、疾患を抱えていたり、支援制度が必要な事例もあると考えられる。このように、子どもの貧困は、保護者やその他の世帯員の複合的な問題と結びついており、保護者に対する支援は子どもの貧困対策の重要な柱のひとつである。「保護者等に対する支援」により、保護者等が直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行うことで、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなることは、子どもの貧困対策の重要な課題である。

このような状況を受けて、平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月に施行された。その基本理念として「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する」ことを旨とすることが明記されている³⁾。また、この法律を受けて、政府は、平成26年8月、「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」を決定した。大綱は「子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらい」とし、子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要性を表明した。これを受けて法律には、国および地方公共団体の責務、都道府県計画の策定に関する規定が設けられた。

こうした法の趣旨に鑑み、各都道府県は子どもの貧困を解消するため、独自の行動計画を策定しているが、具体的な達成目標を盛り込んでいないところが多く、今後、計画を策定する自治体の中にも方針を決めていないところが多い。目標設定が進んでいない背景には、「子どもの貧困の実態を把握しにくい」が挙げられる。まずは現実は何が起きているのか実態把握が必要であるが、日本において

は、子ども間に格差が存在するということが長い間社会問題として認識されてきておらず、2009年頃まで日本の中で、子どもの貧困が政策課題であると認識されたことも、ほとんどなかった⁴⁾。

こうしたなか国際的に見ても、子どもの貧困の深刻さが発見されるようになり⁵⁾、いまだ十分に認知されていない、子どもの貧困の実態を可視化することが重要な課題となっている。本研究の目的は、このような課題を認識した上で、子どもがいる生活困窮世帯の特徴を実証的に明らかにすることにある。子どもがいる生活困窮世帯の特徴の情報をすることは、子どもの貧困の効果的な政策を検討するうえで重要になる。

本研究では、生活困窮者自立支援事業の相談者のうち、「子ども有かつ扶養有」を『子どもがいる生活困窮世帯』とする。また、その特徴を明らかにすることをとおして、世帯が抱える困りごとや子育ての悩み等を把握し、効果的な政策を検討する。これらの事例は、子どもがいる生活困窮世帯に類似する点が多いと考えられるからである。本研究の構成は以下の通りである。1章では、“新しい社会問題”の出現について述べる。2章では、生活困窮者自立支援制度の概要を説明する。3章では、研究対象データと項目を説明する。4章は統計学的手法を解説する。5章は実証分析であり、生活困窮者自立支援制度の自立支援機関における相談票のデータを整理し、『子どもがいる生活困窮世帯』の特徴を分析する。6章では、考察とまとめを述べる。

1. “新しい社会問題”の出現

雇用・家族を取り巻く社会経済の構造的な変化は個人の生活を支える基盤に影響を与え

ている。この構造的変化とは、例えば、超高齢・人口減少社会の到来であり、未婚化・晩婚化による単身世帯の増大や高齢者世帯・ひとり親世帯の増加であり、貧困と格差の拡大などである。雇用の面では、正規雇用・終身雇用で代表される「日本型雇用」と評された雇用システムは、非正規の増加などにより揺らぎ、現役世代は経済的に弱体化し、社会保険や労働保険を利用できる環境にない者も増加している。

ところが、歴史的に見ると、これらの者を支えるべきわが国の公的な福祉サービスは、家族や地域社会・雇用といった強固なセーフティネットが外部に張られている前提で、そこから漏れた高齢・障がい・困窮などといった対象ごとに『縦割り』で整備されてきた。ここでは、安定した就労を確保した人々は、仮に個人が病気や失業、離婚や家族との死別などのアクシデントに遭遇したとしても、血縁や地縁を軸にした『家族福祉』・コミュニティや終身雇用、住宅を含む福利厚生、企業による教育訓練を前提とした『企業福祉』が個人の生活を支えてきた。対象ごとの『縦割り』のシステムは、各制度の発展過程においては、専門的なサービスを提供するという点で効果的であり、社会保障の充実・発展に寄与してきたが、雇用・家族を取り巻く構造変化などを踏まえると、現在、“新しい社会問題”を抱えている。

例えば、①非正規の増加などにより、社会保険や労働保険を利用できる環境にない者への支援に課題が生じている。②家族機能の弱体化は、生活上の困り事（ゴミ出し、食事、買い物、病院受診の付き添い等）を地域生活の継続を左右しかねない課題へと引き上げている、③ひきこもり、アルコール依存、発達障がい、孤立、一人で多種多様な課題を抱え

たケースなど、支援が必要な対象者を一定の枠で括りにくい、④『8050問題』に代表されるように80歳の高齢の親と働いていない独身の50歳の子が同居している困窮世帯、要介護の親と障がいの子の世帯、介護と育児に同時に直面しているダブルケア世帯など、世帯で複合課題を抱えるケースには、『縦割り』の個別制度は機能しにくいといった具合である。

このような雇用・家族を取り巻く構造変化のなか、“生きていく上で誰かに頼らざるを得なくなったときに誰を頼るのか”、“困ったときにどうするか”という問題が生じている。このような依存問題は、子ども、高齢者、失業者が直面しやすい。つまり、『家族福祉』からも『企業福祉』からも排除される人が増えているなか、子ども・高齢・障がい・困窮などといった対象ごとに『縦割り』で整備されてきた既存の福祉制度では、“何らかの支援”が必要になった場合に機能しにくくなっており、支援につながることを難しくしていると考えられる。社会の構造変化のなかにあっては、この“何らかの支援”が必要になった原因が、病気や障がいなどの個々人の事情によるものだけでなく、社会の構造変化に起因するケースが増えており、従来の延長線上に捉えているだけでは解決力を示すことは難しいかもしれない“新しい社会問題”の出現となっている。このような中、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月から始まった。

2. 生活困窮者自立支援制度の概要

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、「生活困窮者に対する自立の支

援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ること」(第1条)を目的とし、平成25年12月、生活困窮者自立支援法と生活保護法一部改正案が一体的に成立し、平成27年4月に施行された。同法は、「第1のセーフティネット」である社会保険制度や労働保険制度等では十分な対応ができない生活困窮者等の増大を背景として、生活保護制度の前段階である「第2のセーフティネット」の一環として構築された制度である。新たなセーフティネットの拡充を図り、生活困窮者が生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行い、生活再建を進めていくことを目指している。生活保護に至る前の生活困窮者が対象となっていることから、同法は生活保護制度と明白な関連性を有している。

生活保護法(昭和25年法律第144号)は、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」(第1条)を目的とし、昭和25年に施行された。生活保護制度は、国の責務として国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする、言わば「最後のセーフティネット」である。生活困窮者自立支援制度ができて日本の貧困・低所得者対策は、3層によるセーフティネットの下で行われる構造となった。

働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは、社会に出るのが怖くなった等、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法は、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人

で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援するものである。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、支援の対象となる。

同法は、その運営実施主体を基礎自治体＝福祉事務所設置自治体(自治体直営)で行うほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人等への委託も可能としている。同法では、必須事業として、①自立相談支援事業の実施(地域における多様な生活課題を発見・相談・支援につなげるニーズの発見・相談とアセスメントを行う)②居住確保給付金の支給(離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)の支給を行う)を規定している。そして、任意事業として、①就労準備支援事業(就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する)、②一時生活支援事業(住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う)③家計相談支援事業等(家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う)、④学習支援事業他(生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を行う)、を規定している。

これまでの福祉制度は、高齢者、障害者、児童といった特定の対象者・分野ごとに展開されてきた。しかし、近年の暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合った場合もある。そこで複雑な課題を抱えて現行の制度だけでは自立支援が難しい人に対して、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備するため、生活困窮者自立支援法が平成25年に成立し、平

成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートした。いわばこの制度は、仕事や住まい、家計などに係る課題が複雑化・深刻化して、破たんしそうな暮らしを受け止め、自立を助ける役割を担うことになる。

さらに、平成 30 年 2 月 9 日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」(以下「改正案」という。)が国会に提出され、6 月 1 日、可決・成立した⁶⁾。同法の改正は施行 3 年後の見直しに伴うものであり、これまで任意事業であった就労準備支援事業や家計改善支援事業が努力義務化され、両事業と自立相談支援事業との一体的実施を促進するとともに、子どもの学習・生活支援事業や居住支援についても強化された。生活保護法、社会福祉法及び児童扶養手当法を一括して改正するものである。

生活困窮が進めば生活の困難性は顕著に表れる傾向がある。経済的問題と非経済的問題が連動し生活問題がより多様化・重度化・複合化して表れてくると考えられる。ただし、生活困窮者の抱えている生活問題・課題は、現象的にはそれぞれ個別具体的な事柄として表れてくる。したがって、こうした生活問題の多様性、重層性、広汎性、潜在性といった特徴を有する生活困窮世帯の支援は、現象的な問題の事柄だけの対応に留まるものではない。その「困りごと」を生み出している生活構造や全体をとらえ返し、問題・課題の解決を図ることが必要であると考えられる。特に「子どもの貧困」は、「子どもの支援」と「保護者等に対する支援」の両方から問題を解決する必要がある。以下では、生活困窮者自立相談支援機関の相談者のうち、「子ども有かつ扶養有」を『子どもがいる生活困窮世帯』として、その特徴をみていきたい。

3. 研究対象データと項目

3.1 研究対象データ

本研究で用いるデータは、島根県の生活困窮者自立支援制度の自立支援機関のうち、データ提供の協力が得られた 5 つの自立支援機関の相談票・アセスメントシートの入力データの匿名データである。データは雲南市、江津市、安来市、浜田市、益田市の生活困窮者自立相談支援機関の相談者に関するものであり、雲南市は 2015 年度、その他の市は 2016 年度の相談実施者の情報である。当データは幅広い年齢やさまざまな困りごとを抱える生活困窮者の情報であり、子どもがいる生活困窮世帯の特徴を明らかにするという本研究の目的に照らして、有効なデータといえる。本研究で用いた調査対象件数は 259 件で、雲南市 97 件、浜田市 102 件、江津市 35 件、安来市 8 件、益田市 17 件である。具体的には、これらのデータを用いて、『子どもがいる生活困窮世帯』の特徴を評価する。

3.2 分析項目

自立相談支援機関における使用帳票のインタビュー・アセスメントシート 2 枚目を用いる。解析では、『子どもがいる生活困窮世帯』の特徴を評価する。その際、これに該当する者とそれ以外の比較を行う。比較項目は、市、性別、来談者年齢、来談者のご本人との関係、相談内容(困りごと):「病気や健康、障害のこと、住まいについて、収入・生活費のこと、家賃やローンの支払いのこと、税金や公共料金等の支払いについて、債務について、仕事探し、就職について、仕事上の不安やトラブル、地域との関係について、家族との関係について、子育てのこと、介護のこと、ひきこもり・不登校、DV・虐待、食べるものがな

い」、当初相談経路、同居者の有無、同居者人数、別居の家族の有無、婚姻の状況、子どもの有無、子どもの人数、扶養有の子どもの有無、住居の種類、健康状態、健康保険の加入状況、障害手帳等の所有状況、課税状況、滞納状況、債務状況、公的給付の受給状況、就労状況、最終学歴、緊急支援の必要性の有無、年齢については30歳未満、30～64歳、65～74歳、75歳以上に振り分ける。

4. 統計学的手法

カテゴリカルデータに対して件数と割合を表記する。『子どもがいる生活困窮世帯』の特徴を分析するため、該当する世帯群とその他の群について、群間の比較検定を行う。カテゴリカルデータの比較に対してはFisher's exact testを用いる。各要素の有意性の評価に残差分析を用いる。解析の際、件数の少ない要素は統合する。検定は全て両側検定で行い、有意水準は $p < 0.05$ とする。解析にあたって、欠測値の補完は行わないものとする。また外値、極値について除外等の処理は行わず、そのまま解析に用いるものとする。解析はSPSS Statistics 22 (IBM Japan, Ltd.) を用いた。

5. 分析結果

5.1 集計表：全件データ

全件データを表1に示す。全259件のうち、雲南市で97件(37.45%)、浜田市で102件(39.38%)、益田市で17件(6.56%)、江津市で35件(13.51%)、安来市で8件(3.09%)であった。子どもの有無について、なしで88件(44.67%)、ありで109件(55.33%)であった。子どもの人数について、1人で32件

(31.68%)、2人で36件(35.64%)、3人で22件(21.78%)、4人で7件(6.93%)、5人以上で4件(3.96%)であった。扶養している子ども有無について、ありで52件(49.06%)、なしで54件(50.94%)であった。性別について、男性で145件(56.64%)、女性で111件(43.36%)であった。年齢について、30歳未満で28件(12.84%)、30～65歳で138件(63.30%)、65～75歳で29件(13.30%)、75歳以上で23件(10.55%)であった。来談者のご本人との関係について、本人で229件(88.42%)、家族・親族で12件(4.63%)、関係機関で18件(6.95%)であった。

相談内容(困りごと)は、「病気や健康、障害のことについて」、「なし・不明」で182件(70.27%)、「あり」で77件(29.73%)であった。住まいについて、「なし・不明」で215件(83.01%)、「あり」で44件(16.99%)であった。収入・生活費のことについて、「なし・不明」で78件(30.12%)、「あり」で181件(69.88%)であった。家賃やローンの支払いのことについて、「なし・不明」で179件(69.11%)、「あり」で80件(30.89%)であった。税金や公共料金等の支払いについて、「なし・不明」で182件(70.27%)、「あり」で77件(29.73%)であった。債務について、「なし・不明」で209件(80.69%)、「あり」で50件(19.31%)であった。仕事探し、就職について、「なし・不明」で188件(72.59%)、「あり」で71件(27.41%)であった。仕事上の不安やトラブルについて、「なし・不明」で230件(88.80%)、「あり」で29件(11.20%)であった。地域との関係について、「なし・不明」で253件(97.68%)、「あり」で6件(2.32%)であった。家族との関係について、「なし・不明」で216件(83.40%)、「あり」で43件(16.60%)であった。子育てのことについて、

「なし・不明」で242件(93.44%)、「あり」で17件(6.56%)であった。介護のことについて、「なし・不明」で241件(93.05%)、「あり」で18件(6.95%)であった。ひきこもり・不登校について、「なし・不明」で245件(94.59%)、「あり」で14件(5.41%)であった。DV・虐待について、「なし・不明」で251件(96.91%)、「あり」で8件(3.09%)であった。食べるものがないについて、「なし・不明」で228件(88.03%)、「あり」で31件(11.97%)であった。

当初相談経路について、本人自ら連絡で80件(35.56%)、家族・知人から連絡で14件(6.22%)、相談支援機関がアウトリーチして勧めたで4件(1.78%)、関係機関・関係者からの紹介で119件(52.89%)、その他で8件(3.56%)であった。同居者の有無について、「あり」で156件(67.24%)、「なし」で76件(32.76%)であった。同居者人数について、1人で4件(2.72%)、2人で65件(44.22%)、3人で43件(29.25%)、4人で16件(10.88%)、5人で10件(6.80%)、6人以上で9件(6.12%)であった。別居の家族の有無について、「あり」で82件(49.70%)、「なし」で83件(50.30%)であった。婚姻の状況について、未婚で62件(31.79%)、既婚で65件(33.33%)、離別で45件(23.08%)、死別で20件(10.26%)、その他で3件(1.54%)であった。住居の種類について、持家で89件(45.18%)、借家で41件(20.81%)、賃貸アパート・マンションで17件(8.63%)、公営住宅で39件(19.80%)、会社の寮・借り上げ住宅で2件(1.02%)、野宿で2件(1.02%)、その他で7件(3.55%)であった。健康状態について、良いで70件(35.00%)、良くない/通院している102件(51.00%)、良くないが通院していないで28件(14.00%)であった。健康保険の加入状況

について、国民健康保険で103件(71.03%)、健康保険(国保以外)で32件(22.07%)、加入していないで10件(6.90%)であった。障害手帳等の所有状況について、手帳なしで111件(77.62%)、手帳ありで32件(22.38%)であった。課税状況について、住民税非課税世帯である30件(34.48%)、住民税非課税世帯ではないで57件(65.52%)であった。滞納状況について、滞納ありで87件(58.00%)、滞納なしで63件(42.00%)であった。債務状況について、債務ありで90件(61.64%)、債務なしで56件(38.36%)であった。公的給付(受給中)では、雇用保険ありが6件(2.32%)、なしが253件(97.68%)、老齢年金・遺族年金ありは37件(14.29%)、なしが222件(85.71%)、障害者年金・特別障害者手当ありが12件(4.63%)、なしが247件(95.37%)、児童手当・児童扶養手当ありが19件(7.34%)、なしが240件(92.66%)であった。生活保護については、受給中が11件(25.00%)、現在申請中が13件(29.55%)、過去に受給経験ありが6件(13.64%)、相談経験はあるが、受給したことはないが7件(15.91%)、受給しておらず、過去に相談経験もないが7件(15.91%)であった。就労状況について、就労している66件(31.43%)、就労しているが、転職先を探したい/探している11件(5.24%)、今後、就労予定(就労先決定済み)で10件(4.76%)、仕事を探したい/探している(現在無職)で50件(23.81%)、仕事をしていない(仕事は探していない)で73件(34.76%)であった。最終学歴について、中学卒(高校未入学、高校中退含む)で37件(43.53%)、高校(大学中退含む)で34件(40.00%)、専門学校、短大、大学で12件(14.12%)、その他、特別支援、現在就学中で2件(2.35%)であった。緊急支援の必要性について、「なし」で

表 1-1 要約統計量

	n	数	割合		n	数	割合
市	259			地域との関係について	259		
雲南		97	37.45%	なし, 不明		253	97.68%
安来		8	3.09%	あり		6	2.32%
益田		17	6.56%	家族との関係について	259		
江津		35	13.51%	なし, 不明		216	83.40%
浜田		102	39.38%	あり		43	16.60%
性別	256			子育てのこと	259		
男性		145	56.64%	なし, 不明		242	93.44%
女性		111	43.36%	あり		17	6.56%
来談者年齢	218			介護のこと	259		
30歳未満		28	12.84%	なし, 不明		241	93.05%
30～65歳		138	63.30%	あり		18	6.95%
65～75歳		29	13.30%	ひきこもり・不登校	259		
75歳以上		23	10.55%	なし, 不明		245	94.59%
来談者のご本人との関係	259			あり		14	5.41%
本人		229	88.42%	DV・虐待	259		
家族・親族		12	4.63%	なし, 不明		251	96.91%
関係機関		18	6.95%	あり		8	3.09%
相談内容（困りごと）				食べるものがない	259		
病気や健康、障害のこと	259			なし, 不明		228	88.03%
なし, 不明		182	70.27%	あり		31	11.97%
あり		77	29.73%	その他	259		
住まいについて	259			なし, 不明		222	85.71%
なし, 不明		215	83.01%	あり		37	14.29%
あり		44	16.99%	当初相談経路	225		
収入・生活費のこと	259			本人自ら連絡		80	35.56%
なし, 不明		78	30.12%	家族・知人から連絡		14	6.22%
あり		181	69.88%	相談支援機関がアウト リーチして勧めた		4	1.78%
家賃やローンの支払いのこと	259			関係機関・関係者からの 紹介		119	52.89%
なし, 不明		179	69.11%	その他		8	3.56%
あり		80	30.89%	同居者の有無	232		
税金や公共料金等の支払い について	259			あり		156	67.24%
なし, 不明		182	70.27%	なし		76	32.76%
あり		77	29.73%	同居者の有無及び人数	147		
債務について	259			1人		4	2.72%
なし, 不明		209	80.69%	2人		65	44.22%
あり		50	19.31%	3人		43	29.25%
仕事探し、就職について	259			4人		16	10.88%
なし, 不明		188	72.59%	5人		10	6.80%
あり		71	27.41%	6人以上		9	6.12%
仕事上の不安やトラブル	259						
なし, 不明		230	88.80%				
あり		29	11.20%				

n: データ数, data: n, %.

表 1-2 要約統計量

	n	数	割合		n	数	割合
別居の家族の有無	165			債務状況	146		
あり		82	49.70%	債務あり		90	61.64%
なし		83	50.30%	債務なし		56	38.36%
婚姻の状況	195			公的給付の状況			
未婚		62	31.79%	雇用保険	259		
既婚		65	33.33%	なし, 不明	253		97.68%
離別		45	23.08%	あり	6		2.32%
死別		20	10.26%	老齢年金・遺族年金	259		
その他		3	1.54%	なし, 不明	222		85.71%
子どもの有無	197			あり	37		14.29%
なし		88	44.67%	障害者年金・特別障害者手当	259		
あり		109	55.33%	なし, 不明	247		95.37%
子どもの人数_分類	101			あり	12		4.63%
1人		32	31.68%	児童手当・児童扶養手当	259		
2人		36	35.64%	なし, 不明	240		92.66%
3人		22	21.78%	あり	19		7.34%
4人		7	6.93%	生活保護	44		
5人以上		4	3.96%	受給中	11		25.00%
扶養の有無	105			現在申請中	13		29.55%
あり		52	49.06%	過去に受給経験あり	6		13.64%
なし		54	50.94%	相談経験はあるが、受給したことはない	7		15.91%
住居	197			受給しておらず、過去に相談経験もない	7		15.91%
持家		89	45.18%	就労状況	210		
借家		41	20.81%	就労している	66		31.43%
賃貸アパート・マンション		17	8.63%	就労しているが、転職先を探したい/探している	11		5.24%
公営住宅		39	19.80%	今後、就労予定(就労先決定済み)	10		4.76%
会社の寮・借り上げ住宅		2	1.02%	仕事を探したい/探している(現在無職)	50		23.81%
野宿		2	1.02%	仕事をしていない(仕事は探していない)	73		34.76%
その他		7	3.55%	最終学歴	85		
健康状態	200			中学卒(高校未入学、高校中退含む)	37		43.53%
良い		70	35.00%	高校(大学中退含む)	34		40.00%
良くない/通院している		102	51.00%	専門学校、短大、大学	12		14.12%
良くないが通院していない		28	14.00%	その他、特別支援、現在就学中	2		2.35%
健康保険の加入状況	145			緊急支援の必要性	235		
国民健康保険		103	71.03%	なし	184		78.30%
健康保険(国保以外)		32	22.07%	あり	51		21.70%
加入していない		10	6.90%				
障害手帳等の所有状況	143						
手帳なし		111	77.62%				
手帳あり		32	22.38%				
課税状況	87						
住民税非課税世帯である		30	34.48%				
住民税非課税世帯ではない		57	65.52%				
滞納状況	150						
滞納あり		87	58.00%				
滞納なし		63	42.00%				

n: データ数, data: n, %.

184件 (78.30%)、「あり」で51件 (21.70%)であった。

5.2 『子どもがいる生活困窮世帯』の特徴

次に、『子どもがいる生活困窮世帯』とその他の群とのクロス集計表と群間の有意差検定を表2に示す。群間の分布に違いがあるかを確認するために、Fisher's exact testを用いる。さらに各要素の有意性の評価に残差分析を用いる。市について(子ども扶養ありの群:「雲南」19件(36.54%)、「安来」1件(1.92%)、「益田」7件(13.46%)、「江津」9件(17.31%)、「浜田」16件(30.77%)、その他の群:「雲南」78件(37.68%)、「安来」7件(3.38%)、「益田」10件(4.83%)、「江津」26件(12.56%)、「浜田」86件(41.55%)、 $p=0.150$)であった。性別について『子ども扶養あり』の群で女性の有意な増加が認められた(子ども扶養ありの群:「男性」18件(34.62%)、「女性」34件(65.38%)、その他の群:「男性」127件(62.25%)、「女性」77件(37.75%)、 $p<0.001$)。来談者年齢について有意な分布の差が認められ($p=0.014$)、65歳以上において、子ども扶養ありの群で有意な減少が認められた($p=0.007$)。件数と割合は、(子ども扶養ありの群:「30歳未満」9件(18.37%)、「30～64歳」35件(71.43%)、「65歳以上」5件(10.20%)、その他の群:「30歳未満」19件(11.24%)、「30～64歳」101件(59.76%)、「65歳以上」49件(28.99%))であった。来談者のご本人との関係について(子ども扶養ありの群:「本人」49件(94.23%)、「家族・親族」2件(3.85%)、「関係機関」1件(1.92%)、その他の群:「本人」180件(86.96%)、「家族・親族」10件(4.83%)、「関係機関」17件(8.21%)、 $p=0.316$)であった。

相談内容(困りごと)の件数と割合は、それぞれ以下ようになった。「税金や公共料

金等の支払いについて」は子ども扶養ありの群で有意な増加が認められた(子ども扶養ありの群:22件(42.31%)、その他の群:55件(26.57%)、 $p=0.041$)。「子育てのこと」でも子ども扶養ありの群で有意な増加が認められた(子ども扶養ありの群:10件(19.23%)、その他の群:7件(3.38%)、 $p<0.001$)。その他、「病気や健康、障害のこと」(子ども扶養ありの群:16件(30.77%)、その他の群:61件(29.47%)、 $p=0.866$)、「住まいについて」(子ども扶養ありの群:4件(7.69%)、その他の群:40件(19.32%)、 $p=0.061$)、「収入・生活費のこと」(子ども扶養ありの群:37件(71.15%)、その他の群:144件(69.57%)、 $p=0.867$)、「家賃やローンの支払いのこと」(子ども扶養ありの群:21件(40.38%)、その他の群:59件(28.50%)、 $p=0.130$)、「債務について」(子ども扶養ありの群:11件(21.15%)、その他の群:39件(18.84%)、 $p=0.697$)、「仕事探し、就職について」(子ども扶養ありの群:10件(19.23%)、その他の群:61件(29.47%)、 $p=0.166$)、「仕事上の不安やトラブル」(子ども扶養ありの群:5件(9.62%)、その他の群:24件(11.59%)、 $p=0.809$)、「地域との関係について」(子ども扶養ありの群:0件(0.00%)、その他の群:6件(2.90%)、 $p=0.603$)、「家族との関係について」(子ども扶養ありの群:8件(15.38%)、その他の群:35件(16.91%)、 $p>0.999$)、「介護のこと」(子ども扶養ありの群:3件(5.77%)、その他の群:15件(7.25%)、 $p>0.999$)、「ひきこもり・不登校」(子ども扶養ありの群:4件(7.69%)、その他の群:10件(4.83%)、 $p=0.490$)、「DV・虐待」(子ども扶養ありの群:2件(3.85%)、その他の群:6件(2.90%)、 $p=0.663$)、「食べるものがない」(子ども扶養ありの群:7件(13.46%)、その

他の群:24件(11.59%)、 $p=0.811$)、「その他」(子ども扶養ありの群:6件(11.54%)、その他の群:31件(14.98%)、 $p=0.660$)であった。

当初相談経路について(子ども扶養ありの群:「本人自ら連絡」20件(43.48%)、「家族・知人から連絡」3件(6.52%)、「相談支援機関がアウトリーチして勧めた」0件(0.00%)、「関係機関・関係者からの紹介」22件(47.83%)、「その他」1件(2.17%)、その他の群:「本人自ら連絡」60件(33.52%)、「家族・知人から連絡」11件(6.15%)、「相談支援機関がアウトリーチして勧めた」4件(2.23%)、「関係機関・関係者からの紹介」97件(54.19%)、「その他」7件(3.91%)、 $p=0.764$)であった。

同居者人数について有意な分布の差が認められ($p<0.001$)、2人以下では子ども扶養ありの群で有意に少なく($p=0.011$)、4人以上では子ども扶養ありの群で有意に多い($p<0.001$)。件数と割合は、(子ども扶養ありの群:「2人以下」14件(31.11%)、「3人」10件(22.22%)、「4人以上」21件(46.67%)、その他の群:「2人以下」55件(53.92%)、「3人」33件(32.35%)、「4人以上」14件(13.73%))であった。別居の家族の有無について(子ども扶養ありの群:「あり」15件(41.67%)、「なし」21件(58.33%)、その他の群:「あり」67件(51.94%)、「なし」62件(48.06%)、 $p=0.346$)であった。婚姻の状況について有意な分布の差が認められ($p<0.001$)、未婚は子ども扶養ありの群で有意に少なく($p<0.001$)、既婚と離婚は子ども扶養ありの群で有意に多い(既婚: $p=0.004$ 、離婚: $p=0.023$)。件数と割合は、(子ども扶養ありの群:「未婚」0件(0.00%)、「既婚」23件(51.11%)、「離別」16件(35.56%)、「死別・その他」6件(13.33%)、その他の群:「未婚」62件(41.33%)、「既婚」42件(28.00%)、「離

別」29件(19.33%)、「死別、その他」17件(11.33%)、 $p<0.001$)。子どもありについて子ども扶養ありの群で有意な増加が認められた(子ども扶養ありの群:「なし」0件(0.00%)、「あり」52件(100.00%)、その他の群:「なし」88件(60.69%)、「あり」57件(39.31%)、 $p<0.001$)。子どもの人数について有意な分布の差が認められ($p=0.010$)、2人では子ども扶養ありの群で有意に多く($p=0.016$)、3人以上では子ども扶養ありの群で有意に少ない($p=0.005$)。件数と割合は、(子ども扶養ありの群:「1人」17件(33.33%)、「2人」24件(47.06%)、「3人以上」10件(19.61%)、その他の群:「1人」15件(30.00%)、「2人」12件(24.00%)、「3人以上」23件(46.00%))であった。

住居について(子ども扶養ありの群:「持家」13件(29.55%)、「借家」11件(25.00%)、「賃貸アパート・マンション」3件(6.82%)、「公営住宅」13件(29.55%)、「会社の寮・借り上げ住宅」1件(2.27%)、「野宿」0件(0.00%)、「その他」3件(6.82%)、その他の群:「持家」76件(49.67%)、「借家」30件(19.61%)、「賃貸アパート・マンション」14件(9.15%)、「公営住宅」26件(16.99%)、「会社の寮・借り上げ住宅」1件(0.65%)、「野宿」2件(1.31%)、「その他」4件(2.61%)、 $p=0.094$)であった。

健康状態について(子ども扶養ありの群:「良い」20件(43.48%)、「良くない/通院している」20件(43.48%)、「良くないが通院していない」6件(13.04%)、その他の群:「良い」50件(32.47%)、「良くない/通院している」82件(53.25%)、「良くないが通院していない」22件(14.29%)、 $p=0.373$)であった。健康保険の加入状況について(子ども扶養ありの群:「国民健康保険」21件(70.00%)、「健康保険(国保以外)」8件(26.67%)、「加

入していない」1件(3.33%)、その他の群:「国民健康保険」82件(71.30%)、「健康保険(国保以外)」24件(20.87%)、「加入していない」9件(7.83%)、 $p=0.648$ であった。障害手帳等の所有ありについて子ども扶養ありの群で有意な減少が認められた(子ども扶養ありの群:「手帳なし」26件(92.86%)、「手帳あり」2件(7.14%)、その他の群:「手帳なし」85件(73.91%)、「手帳あり」30件(26.09%)、 $p=0.041$)。

課税状況について(子ども扶養ありの群:「住民税非課税世帯である」6件(30.00%)、「住民税非課税世帯ではない」14件(70.00%)、その他の群:「住民税非課税世帯である」24件(35.82%)、「住民税非課税世帯ではない」43件(64.18%)、 $p=0.790$)であった。滞納状況について(子ども扶養ありの群:「滞納あり」27件(67.50%)、「滞納なし」13件(32.50%)、その他の群:「滞納あり」60件(54.55%)、「滞納なし」50件(45.45%)、 $p=0.191$)であった。債務状況について(子ども扶養ありの群:「債務あり」24件(64.86%)、「債務なし」13件(35.14%)、その他の群:「債務あり」66件(60.55%)、「債務なし」43件(39.45%)、 $p=0.699$)であった。受給中の公的給付について、それぞれ、「児童手当・児童扶養手当あり」は子ども扶養ありの群で有意な増加が認められた(子ども扶養ありの群:17件(32.69%)、その他の群:2件(0.97%)、 $p<0.001$)。その他は、「雇用保険」(子ども扶養ありの群:2件(3.85%)、その他の群:4件(1.93%)、 $p=0.347$)、「老齢年金・遺族年金」(子ども扶養ありの群:6件(11.54%)、その他の群:31件(14.98%)、 $p=0.660$)、「障害者年金・特別障害者手当」(子ども扶養ありの群:3件(5.77%)、その他の群:9件(4.35%)、 $p=0.712$)であった。生活保護について(子

ども扶養ありの群:「受給中」2件(28.57%)、「現在申請中」3件(42.86%)、「過去に受給経験あり」1件(14.29%)、「相談経験はあるが、受給したことはない」1件(14.29%)、「受給しておらず、過去に相談経験もない」0件(0.00%)、その他の群:「受給中」9件(24.32%)、「現在申請中」10件(27.03%)、「過去に受給経験あり」5件(13.51%)、「相談経験はあるが、受給したことはない」6件(16.22%)、「受給しておらず、過去に相談経験もない」7件(18.92%)、 $p=0.883$)であった。

就労状況について有意な分布の差が認められた(子ども扶養ありの群:「就労している」23件(47.92%)、「就労しているが、転職先を探したい/探している」5件(10.42%)、「今後、就労予定(就労先決定済み)」3件(6.25%)、「仕事を探したい/探している(現在無職)」8件(16.67%)、「仕事をしていない(仕事は探していない)」9件(18.75%)、その他の群:「就労している」43件(26.54%)、「就労しているが、転職先を探したい/探している」6件(3.70%)、「今後、就労予定(就労先決定済み)」7件(4.32%)、「仕事を探したい/探している(現在無職)」42件(25.93%)、「仕事をしていない(仕事は探していない)」64件(39.51%)、 $p=0.004$)。最終学歴について(子ども扶養ありの群:「中学卒(高校未入学、高校中退含む)」8件(36.36%)、「高校(大学中退含む)」12件(54.55%)、「専門学校、短大、大学」2件(9.09%)、「その他、特別支援、現在就学中」0件(0.00%)、その他の群:「中学卒(高校未入学、高校中退含む)」29件(46.03%)、「高校(大学中退含む)」22件(34.92%)、「専門学校、短大、大学」10件(15.87%)、「その他、特別支援、現在就学中」2件(3.17%)、 $p=0.464$)であった。緊急支援の必要性について(子ども扶養ありの群:

表2 子どもがいる生活困窮世帯とその他の群の間の有意差検定

	子どもの 扶養あり		その他		P-value
市	52		207		0.150
雲南		19, 36.54%		78, 37.68%	
安来		1, 1.92%		7, 3.38%	
益田		7, 13.46%		10, 4.83%	
江津		9, 17.31%		26, 12.56%	
浜田		16, 30.77%		86, 41.55%	
性別	52		204		0.000
男性		18, 34.62%		127, 62.25%	
女性		34, 65.38%		77, 37.75%	
来談者年齢（カテゴリ）	49		169		0.014
30歳未満		9, 18.37%		19, 11.24%	0.189
30～64歳		35, 71.43%		101, 59.76%	0.138
65歳以上		5, 10.20%		49, 28.99%	0.007
来談者のご本人との関係	52		207		0.316
本人		49, 94.23%		180, 86.96%	
家族・親族		2, 3.85%		10, 4.83%	
関係機関		1, 1.92%		17, 8.21%	
相談内容（困りごと）					
病気や健康、障害のこと	52		207		0.866
なし、不明		36, 69.23%		146, 70.53%	
あり		16, 30.77%		61, 29.47%	
住まいについて	52		207		0.061
なし、不明		48, 92.31%		167, 80.68%	
あり		4, 7.69%		40, 19.32%	
収入・生活費のこと	52		207		0.867
なし、不明		15, 28.85%		63, 30.43%	
あり		37, 71.15%		144, 69.57%	
家賃やローンの支払いのこと	52		207		0.130
なし、不明		31, 59.62%		148, 71.50%	
あり		21, 40.38%		59, 28.50%	
税金や公共料金等の支払いについて	52		207		0.041
なし、不明		30, 57.69%		152, 73.43%	
あり		22, 42.31%		55, 26.57%	
債務について	52		207		0.697
なし、不明		41, 78.85%		168, 81.16%	
あり		11, 21.15%		39, 18.84%	
仕事探し、就職について	52		207		0.166
なし、不明		42, 80.77%		146, 70.53%	
あり		10, 19.23%		61, 29.47%	
仕事上の不安やトラブル	52		207		0.809
なし、不明		47, 90.38%		183, 88.41%	
あり		5, 9.62%		24, 11.59%	
地域との関係について	52		207		0.603
なし、不明		52, 100.00%		201, 97.10%	
あり		0, 0.00%		6, 2.90%	
家族との関係について	52		207		>0.999
なし、不明		44, 84.62%		172, 83.09%	
あり		8, 15.38%		35, 16.91%	
子育てのこと	52		207		0.000
なし、不明		42, 80.77%		200, 96.62%	
あり		10, 19.23%		7, 3.38%	
介護のこと	52		207		>0.999
なし、不明		49, 94.23%		192, 92.75%	
あり		3, 5.77%		15, 7.25%	
ひきこもり・不登校	52		207		0.490
なし、不明		48, 92.31%		197, 95.17%	

生活困窮者自立相談支援事業からつなげる「子どもの貧困対策」

	子どもの 扶養あり		その他		P-value
あり		4, 7.69%	10, 4.83%		
DV・虐待	52		207		0.663
なし, 不明		50, 96.15%	201, 97.10%		
あり		2, 3.85%	6, 2.90%		
食べるものがない	52		207		0.811
なし, 不明		45, 86.54%	183, 88.41%		
あり		7, 13.46%	24, 11.59%		
その他	52		207		0.660
なし, 不明		46, 88.46%	176, 85.02%		
あり		6, 11.54%	31, 14.98%		
当初相談経路	46		179		0.764
本人自ら連絡		20, 43.48%	60, 33.52%		
家族・知人から連絡		3, 6.52%	11, 6.15%		
相談支援機関がアウトリーチして 勧めた		0, 0.00%	4, 2.23%		
関係機関・関係者からの紹介		22, 47.83%	97, 54.19%		
その他		1, 2.17%	7, 3.91%		
同居者の人数	45		102		0.000
2人以下		14, 31.11%	55, 53.92%		0.011
3人		10, 22.22%	33, 32.35%		0.213
4人以上		21, 46.67%	14, 13.73%		0.000
別居の家族の有無	36		129		0.346
あり		15, 41.67%	67, 51.94%		
なし		21, 58.33%	62, 48.06%		
婚姻の状況	45		150		0.000
未婚		0, 0.00%	62, 41.33%		0.000
既婚		23, 51.11%	42, 28.00%		0.004
離別		16, 35.56%	29, 19.33%		0.023
死別, その他		6, 13.33%	17, 11.33%		0.715
子どもの有無	52		145		0.000
なし		0, 0.00%	88, 60.69%		
あり		52, 100.00%	57, 39.31%		
子どもの人数	51		50		0.010
1人		17, 33.33%	15, 30.00%		0.719
2人		24, 47.06%	12, 24.00%		0.016
3人以上		10, 19.61%	23, 46.00%		0.005
扶養の有無	52		54		
あり		52, 100.00%	0, 0.00%		
なし		0, 0.00%	54, 100.00%		
住居	44		153		0.094
持家		13, 29.55%	76, 49.67%		
借家		11, 25.00%	30, 19.61%		
賃貸アパート・マンション		3, 6.82%	14, 9.15%		
公営住宅		13, 29.55%	26, 16.99%		
会社の寮・借り上げ住宅		1, 2.27%	1, 0.65%		
野宿		0, 0.00%	2, 1.31%		
その他		3, 6.82%	4, 2.61%		
健康状態	46		154		0.373
良い		20, 43.48%	50, 32.47%		
良くない/通院している		20, 43.48%	82, 53.25%		
良くないが通院していない		6, 13.04%	22, 14.29%		
健康保険の加入状況	30		115		0.648
国民健康保険		21, 70.00%	82, 71.30%		
健康保険(国保以外)		8, 26.67%	24, 20.87%		
加入していない		1, 3.33%	9, 7.83%		
障害手帳等の所有状況	28		115		0.041
手帳なし		26, 92.86%	85, 73.91%		
手帳あり		2, 7.14%	30, 26.09%		

	子どもの 扶養あり		その他		P-value
自立支援医療利用状況	11		38		0.724
利用した	3,	27.27%	15,	39.47%	
利用せず	8,	72.73%	23,	60.53%	
課税状況	20		67		0.790
住民税非課税世帯である	6,	30.00%	24,	35.82%	
住民税非課税世帯ではない	14,	70.00%	43,	64.18%	
滞納状況	40		110		0.191
滞納あり	27,	67.50%	60,	54.55%	
滞納なし	13,	32.50%	50,	45.45%	
債務状況	37		109		0.699
債務あり	24,	64.86%	66,	60.55%	
債務なし	13,	35.14%	43,	39.45%	
公的給付の状況					
雇用保険	52		207		0.347
なし、不明	50,	96.15%	203,	98.07%	
あり	2,	3.85%	4,	1.93%	
老齢年金・遺族年金	52		207		0.660
なし、不明	46,	88.46%	176,	85.02%	
あり	6,	11.54%	31,	14.98%	
障害者年金・特別障害者手当	52		207		0.712
なし、不明	49,	94.23%	198,	95.65%	
あり	3,	5.77%	9,	4.35%	
児童手当・児童扶養手当	52		207		0.000
なし、不明	35,	67.31%	205,	99.03%	
あり	17,	32.69%	2,	0.97%	
生活保護	7		37		0.883
受給中	2,	28.57%	9,	24.32%	
現在申請中	3,	42.86%	10,	27.03%	
過去に受給経験あり	1,	14.29%	5,	13.51%	
相談経験はあるが、受給したことはない	1,	14.29%	6,	16.22%	
受給しておらず、過去に相談経験もない	0,	0.00%	7,	18.92%	
就労状況	48		162		0.004
就労している	23,	47.92%	43,	26.54%	
就労しているが、転職先を探したい／探している	5,	10.42%	6,	3.70%	
今後、就労予定（就労先決定済み）	3,	6.25%	7,	4.32%	
仕事を探したい／探している（現在無職）	8,	16.67%	42,	25.93%	
仕事をしていない（仕事は探していない）	9,	18.75%	64,	39.51%	
最終学歴	22		63		0.464
中学卒（高校未入学、高校中退含む）	8,	36.36%	29,	46.03%	
高校（大学中退含む）	12,	54.55%	22,	34.92%	
専門学校、短大、大学	2,	9.09%	10,	15.87%	
その他、特別支援、現在就学中	0,	0.00%	2,	3.17%	
緊急支援の必要性	50		185		0.441
なし	37,	74.00%	147,	79.46%	
あり	13,	26.00%	38,	20.54%	

n: データ数, data: n, %.

P-value: a, Fisher's Exact Test ; b, Residual analysis.

「なし」37件(74.00%)、「あり」13件(26.00%)、
その他の群:「なし」147件(79.46%)、「あり」
38件(20.54%)、 $p=0.441$ であった。

おわりに

本研究では、子どもの貧困対策の基礎資料の一部とすることを目的として、生活困窮者自立支援制度の自立支援機関における相談票を用いた『子どもがいる生活困窮世帯』の特徴を分析した。この分析から得られる示唆は以下にまとめられる。まず、『子どもがいる生活困窮世帯』には女性が多い。次に、これらの世帯は、税金・公共料金の支払いや子育ての困りごとを抱えている傾向が見られた。また、4人以上の世帯で子どもがいる生活困窮世帯が多い。ただし、子どもの数は2人が多い。なお、児童手当・児童扶養手当を受給している世帯が多い傾向も見られる。

これらの知見から、『子どもがいる生活困窮世帯』は、一定の所得を下回る低所得の母親のひとり親家庭が多く、子育ての悩みを抱えている傾向が見られた。経済的困窮状態にある母親のひとり親家庭は、子育ての悩みを抱えている傾向が見られることから、どのような悩みを抱えているかを把握し、世帯全員の支援につなげる必要がある。

子どもの貧困対策の基本方針は、「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」、「子どもの安心と成長の環境づくり」、「保護者に対する支援」、「対策推進のための体制整備」の4つである。「保護者等に対する支援」により、保護者等が直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行うことで、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなることができることは、子どもの成長にとって重要である。保護者に対する支援策

を検討するためには、母親のひとり親世帯を対象に、子育ての悩みや、経済的な困窮と子育ての悩みがどのように関係しているかを明らかにし、有効な支援策を検討することが課題であると言えよう。

謝辞

島根県内5市の生活困窮者自立支援制度の自立支援機関には、情報の提供をはじめとする調査においてお世話になった。ここに付して御礼申し上げます。

註

- 1) 平成28年「国民生活基礎調査」による。
- 2) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>
- 3) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第一章総則第一条による。
- 4) 阿部彩『子どもの格差—生まれた時から背負う不利—』「格差社会」2012年、pp.53-55。
- 5) http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html
- 6) www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19605020.htm

参考文献

- 赤石千衣子(2014)「女性の貧困—シングルマザーと子どもたちの実態から—」『法律のひろば』2014年7月、pp.12-20。
- 浅井春夫(2014)「子どもの貧困の今日的特徴—子どもの貧困大綱をめぐる議論を踏まえて」『経済』228、pp.57-69。
- 阿部彩(2012)「子どもの格差」『格差社会』、pp.53-71。
- 鷹咲子(2009)「子どもの貧困と就学援助制

- 度～国庫補助制度廃止で顕在化した自治体間格差～」『経済のプリズム』65, 28-49。
- 小西祐馬(2004)「就学援助制度の現状と課題」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』95, pp.191-205。
- 仙田富久(2014)「国民生活基礎調査から見える子どもの貧困と実相」『福祉のひろば』175, pp.46-52。
- 田端光美他(1979)「過疎地域老人の貧困化」『社会福祉』, pp.25-41。
- 藤澤宏樹(2008)「就学援助制度の現状－大阪府内の市町村へのヒアリング調査より－」『大阪経大論集』58(7), pp.159-167。
- ク(2008)「就学援助制度の再検討(2・完)」『大阪経大論集』59(1), pp.57-75。
- ク(2007)「就学援助制度の再検討(1)」『大阪経大論集』58(1), pp.199-219。
- 室住真麻子(2013)「生活保護世帯の家計・生活構造」『生活保護』, pp.91-108。